

PRESS RELEASE

令和6年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における採用予定者数について (小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、高等学校教諭)

1 採用区分及び採用予定者数

(単位：人)

採用区分	小学校教諭	中学校教諭										
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	小計
採用予定者数	217	31 (1)	15 (1)	20	20	3 (1)	10	7 (2)	9	5 (1)	21 (1)	141 (7)

特別支援学校教諭		養護教諭	栄養教諭	高等学校教諭						合計
小学部	中学部			国語	理科(物理)	保体	外国語(英語)	情報	小計	
40	40	4	2	2	1	2	2	2	9	453 (7)

※本採用予定者数は「一般選考」のみ的人数であり、「教職経験特別選考」と「大学連携特別選考」の採用は別途行う。
 ※括弧内は中学校教諭採用予定者数の内数で、中高卒採用予定者数。
 ※実技試験の詳細は、第1次試験後に福岡市教育委員会ホームページに掲載予定。(実技試験は高等学校教諭のみ実施)
 高等学校教諭 保健体育の実技試験は、バレーボール、バスケットボール、バドミントン等を予定。

2 実施要項

福岡市役所(情報プラザ・教職員第1課)、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、東京事務所にて配布中 ※福岡市教育委員会ホームページにも掲載しています。

3 志願受付

[電子申請] 令和5年5月17日(水)午後5時(受信有効)まで
 [郵送申込] 令和5年5月19日(金)まで ※当日消印有効

4 試験日程

(1) 第1次試験 [筆記試験]

実施日：令和5年7月9日(日)

結果発表：令和5年7月下旬～8月初旬 ※福岡市教育委員会ホームページに掲載予定

(2) 第2次試験 [模擬授業・面接試験・実技試験]

実施日：令和5年8月3日(木)～27日(日)

結果発表：令和5年9月下旬

【重要】新型コロナウイルスの感染拡大等により、やむを得ず採用試験の延期又は中止等を行う場合は、福岡市教育委員会ホームページにて告知します。

5 参考

令和6年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験実施要項



福岡スタンダード～福岡の子どもたちに大切にしてほしいこと～

生活習慣の柱
あいさつ・掃除

学びの柱
自学・とも学

未来への柱
チャレンジ・立志

【問い合わせ先】

[小・中・特別支援学校・養護・栄養に関すること]

教育委員会職員部教職員第1課 坂崎

TEL：092-711-4611 (内線3660) / FAX：092-733-5536

[高等学校に関すること]

教育委員会職員部教職員第2課 竹内

TEL：092-711-4615 (内線3675) / FAX：092-733-5536

令和6年度

福岡市立学校教員採用候補者選考試験

(一般選考試験) 実施要項

福岡市教育委員会

本市の「あるべき教員像」

- ・向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

▶ 昨年度からの主な変更点

① 第1次試験における特支専門の廃止

- ・特別支援学校教諭の志願者は、全ての選考区分において、特支専門の受験が不要

② 優遇措置の対象となる職の追加

- ・学生サポーターに加え、部活動支援員、補助支援員(放課後児童クラブ※旧:留守家庭子ども会)等を優遇措置の対象に追加

③ 前年度1次試験合格者への優遇措置対象の拡大

- ・常勤講師に限定していたものを非常勤講師(週勤務16時間以上)にも拡大

▶ 出願受付期間

[電子申請による出願]

令和5年4月17日(月)～令和5年5月17日(水) ※午後5時(受信有効)

[郵送申込による出願]

令和5年4月17日(月)～令和5年5月19日(金) ※当日消印有効

★原則として、電子申請により出願してください。(インターネット環境が必要です。)

★大学連携特別選考の志願者は、本選考試験(一般選考試験)との併願として取り扱い
ます。(大学連携特別選考の志願者は、一般選考試験への出願は不要です。)

▶ 試験日

[第1次試験(筆記試験)]

令和5年7月9日(日)

[第2次試験(模擬授業・面接試験・実技試験)]

令和5年8月3日(木)～令和5年8月27日(日) 予定

1 試験の趣旨

この試験は、令和6年度福岡市立学校教員採用候補者選考に必要な資料を得るために実施するものです。

2 採用区分及び採用予定者数

(1) 採用区分

採用区分（教科）		備考
小学校教諭		
中学校教諭 ※「中高枠」を希望することができます		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 「中高枠」で採用された者は、中学校と高等学校双方で勤務を経験した後、適性や希望に応じて、その後の配置を決定（「中高枠」希望の有無は、選考に影響しない）
高等学校教諭		4月末までに福岡市教育委員会ホームページに掲載予定
特別支援学校教諭	小学部	教科は中学校教諭に同じ ・特別支援学級、通級指導教室に配置されることがある ・中学部採用者は、特別支援学校の高等部に配置されることがある
	中学部	
養護教諭		小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務
栄養教諭		小学校、中学校、特別支援学校又は給食センターに勤務

(注1) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭については、受験した採用区分と異なる校種又は学部配置されることがあります。

(注2) 外国籍の者については、次のいずれかに該当する者のみ受験資格があります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- 上記の者については、「任用の期限を付さない常勤講師」としての採用になります。
なお、「任用の期限を付さない常勤講師」は、校務の運営に参画する職や業務に就くことはできません。

(2) 採用予定者数

福岡市教育委員会ホームページに別途掲載（4月末を予定）

3 選考区分・採用区分及び試験の概要

選考区分	対象となる採用区分	第1次試験			第2次試験		
		教養試験	専門試験	論文試験	模擬授業	面接試験	実技試験 ※3
I 一般	全ての採用区分が対象	○	○※1,2		○	○	○
II 正規教員・講師等経験者	A 現職正規教員				○	○	○
	B 本市正規教員経験者				○	○	○
	C 元正規教員				○	○	○
	D 前年度1次合格の現役本市講師				○	○	○
	E 2年本市講師経験者				○	○	○
	F 本市講師経験者		○※1,2		○	○	○
	G 常勤講師等経験者		○※1,2		○	○	○
III 教職大学院修了者	同上			○	○	○	
IV 社会人等	同上		○※1,2	○	○	○	
V スポーツ・芸術	スポーツ			○	○	○	
	芸術			○	○	○	
VI 障がい者	全ての採用区分が対象	○	○※1,2		○	○	○

※3 実技試験は高等学校教諭のみ実施します。全ての高等学校教諭志願者は、実技試験の受験が必要です。

(1) 学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置（※1）

全ての採用区分において、以下の要件を満たし、希望する者は、優遇措置を受けることができます。優遇措置の適用を希望する者は、出願時に「学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置」欄に印をつけてください。

区分	要件	対象年度	優遇措置	
学生サポーター 学習指導員	福岡市立学校における学生サポーター 又は学習指導員としての活動実績が、 対象年度中に合計10日以上ある者	令和2年度 令和3年度 令和4年度	第1次試験	専門試験の得点に 配点の1割程度を 加点
部活動指導員 部活動支援員	福岡市立学校における部活動指導員又 は部活動支援員としての活動実績が、 対象年度中に合計10日以上ある者	令和4年度		
支援員 補助支援員	福岡市立学校における放課後児童クラ ブ(旧：留守家庭子ども会)支援員又は 補助支援員としての活動実績が、対象 年度中に合計10日以上ある者	令和4年度		

※学生サポーターは、福岡市と関係大学が締結した「学生サポーター派遣及び受入れに関する協定書」に基づき派遣されたものに限る。(教育実習と併せて実施した特別学生サポーターは本優遇の対象にならない。)

※令和2年度、令和3年度、令和4年度の活動実績は合算できない。

※複数の区分で活動実績がある者は、同じ年度中であれば、活動実績を合算することができる。

例：令和4年度中の学生サポーターと部活動指導員の活動実績は合算することができる。

※複数の区分で要件を満たしている場合でも、優遇措置の適用は1つしか受けることができない。

※学生サポーター等として活動した校種は、志願する採用区分と同一でなくてもよい。

※本優遇措置は、現に大学に在籍していない者でも希望することができる。

(2) 一定の英語力を有する者への優遇措置（※2）

次の採用区分において、特定の資格・免許状を有し、希望する者は、優遇措置を受けることができます。優遇措置の適用を希望する者は、出願時に「一定の英語力を有する者への優遇措置」欄に印をつけてください。

A 小学校教諭・特別支援学校教諭小学部

必要とする資格等	優遇措置	
以下のいずれか ① 中学校教諭（英語）又は高等学校教諭 （英語）の普通免許状（令和6年3月31日 までに取得見込みのものを含む。） ② CEFR B2相当以上の英語資格*（令和5年 5月19日時点で所有しているものに限る。）	第1次試験	専門試験の得点に配点の1割程度を加点

B 中学校教諭（英語）・特別支援学校教諭中学部（英語）・高等学校教諭 外国語（英語）

必要とする資格等	優遇措置	
CEFR B2相当以上の英語資格*（令和5年 5月19日時点で所有しているものに限る。）	第1次試験	専門試験を免除し、同試験の配点に応じた 点数を加点

【* CEFR B2 相当以上の英語資格】

ケンブリッジ英語検定 160 以上、実用英語技能検定 準 1 級以上、TOEIC L&R/TOEIC S&W 1560 以上
GTEC 1190 以上、IELTS 5.5 以上、TEAP 309 以上、TEAP CBT 600 以上、TOEFL iBT 72 以上

※TOEIC L&R/TOEIC S&W については、TOEIC S&W のスコアを 2.5 倍にして合算したスコアで判定する。

※TOEIC IP テスト等、公開テストでないものは除く。

(3) 優遇措置にかかる注意事項

3 (1) 及び (2) の両方の優遇措置を希望した者については、(2) の優遇措置のみを適用します。

<受験資格・優遇措置の適用に必要な資格等の確認について>

学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置を希望する者は、出願時に希望したことをもって、優遇措置の適用に必要な活動実績等の確認のために担当課へ電子申請による出願データ又は志願書を提出することについて、同意したものとみなします。

以下の資格等については、第 2 次試験の合格発表後、合格者のみ証明書類等にて確認を行います。

受験資格等を証明する書類を提出できない場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。要件を満たすことを確認したうえで、出願してください。

- ・選考区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで出願した者に関する受験資格（合格発表後、実績証明書等を提出）
- ・一定の英語力を有する者への優遇措置を受けるために必要な資格（合格発表後、公式認定証等を提出）

4 受験資格及び選考区分の内容

次の①～③の受験資格及び各選考区分に定める受験資格を満たす必要があります。

「受験資格」

- ① 受験する採用区分、教科に関する普通免許状（採用日時点で有効なものに限る。）を所有する者又は令和 6 年 3 月 31 日まで（「教職大学院修了者」区分 B の受験者は令和 7 年 3 月 31 日まで）に取得見込みの者
(注 1) 特別支援学校教諭受験者は、次のア、イのいずれの免許状も必要
ア 小学部での受験者は小学校教諭普通免許状、中学部での受験者は受験する教科の中学校教諭普通免許状
イ 特別支援学校教諭普通免許状 **（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する 3 領域全て）**
又は養護学校教諭普通免許状
(注 2) 中学校教諭のうち「中高枠」希望者は、受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状のいずれも必要
- ② 昭和 39 年 4 月 2 日以降に出生した者
- ③ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格条項に該当しない者（15～16 頁を参照）

(1) I 「一般」の対象者

受験資格①～③を全て満たす者（全ての採用区分が対象）

(2) I 「一般」以外の対象者

受験資格①～③を全て満たし、かつ、次の各区分に定める受験資格を満たす者

II 「正規教員・講師等経験者」

A 現職正規教員

① 受験資格

令和5年5月19日時点において、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。いずれも国公立、職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、現に勤務し、現に勤務している自治体又は学校法人等に継続して12月以上在籍し、かつ、現に勤務している自治体又は学校法人等で通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「実績証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

B 本市正規教員経験者

① 受験資格

福岡市立学校（幼稚園を含む。）の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、継続して12月以上在籍し、通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者（令和5年5月19日時点において、福岡市立学校の正規教員として、現に勤務している者を含む。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

C 元正規教員（福岡市立学校の元正規教員は、選考区分「B本市正規教員経験者」にて志願すること。）

① 受験資格

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員（任期を定めて任用される者を除く。いずれも国公立、職種、校種、学部及び教科を問わない。）として、継続して12月以上同一の自治体又は学校法人等に在籍し、当該自治体又は学校法人等において、通算12月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「実績証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

D 前年度1次合格の現役本市講師

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

- 令和5年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における第1次試験合格者（志願する採用区分と同一の採用区分を、一般又は障がい者区分で受験した者に限る。）
- 令和5年5月1日時点において、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭及び養護助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として勤務している者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

- ② 採用区分
全ての採用区分が対象

E 2年本市講師経験者

① 受験資格

以下のいずれも満たす者

- ・令和3年4月1日から令和5年5月1日までの間に、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭及び養護助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として、通算24月以上の勤務経験（休職等の期間を除く。）がある者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）
- ・令和5年5月1日時点において、福岡市立学校の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭及び養護助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として勤務している者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

F 本市講師経験者

① 受験資格

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に、福岡市立学校（幼稚園を含む。）の常勤若しくは非常勤の講師（助教諭及び養護助教諭を含む。週の勤務時間が16時間以上の場合に限る。）又は常勤の学校栄養職員として、通算12月以上の勤務経験（休職等の期間を除く。）がある者（職種、校種、学部及び教科を問わない。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

G 常勤講師等経験者

① 受験資格

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（いずれも国公立を問わない。）において、以下のいずれかの職種により、通算24月以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者（校種、学部及び教科を問わない。）

- ・常勤講師（助教諭、養護助教諭を含む。フルタイム勤務のみ。）
- ・正規教員（任期を定めて任用される者を除く。）
- ・常勤の学校栄養職員（育休代替任期付職員を含む。臨時的任用職員については、福岡市立学校において任用された勤務期間のみ含む。）

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

「職歴証明書（教職経験者用）」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

Ⅲ「教職大学院修了者」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 区分A

学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者又は令和6年3月31日までに修了見込みの者

イ 区分B

学校教育法の規定に基づく教職大学院を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に修了見込みの者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

ア 区分Aの受験者

「教職大学院修了（見込み）証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

イ 区分Bの受験者

「教職大学院在学証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

④ 名簿登載期間の特例

区分Bの合格者については、令和7年度の採用候補者名簿に登載します。

IV 「社会人等」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 社会人

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、法人格を有する同一の民間企業の正社員又は同一の官公庁等の正規職員として、継続して5年以上在籍し、通算5年以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者

イ 青年海外協力隊員等

平成25年4月1日から令和5年6月30日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、継続して2年以上の派遣期間がある者で、派遣の証明書を提出できる者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類

ア 社会人の受験者

「職歴証明書（社会人等用）」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

イ 青年海外協力隊員等の受験者

「独立行政法人国際協力機構交付の派遣証明書」 ※第2次試験の合格発表後、合格者のみ提出

V 「スポーツ・芸術」

<スポーツ>

① 受験資格

スポーツの分野（選考対象とする競技に限る。）において、下記ア又はイのいずれかに該当する者

ア 国際的規模の競技会に日本代表として出場した者

イ 日本選手権大会、これに準ずる全国的規模の競技会で特に優秀な成績を収めた者（高校生以下のみを対象とした競技会、大会等を除く。）

※選考対象とする競技は下記の17競技

陸上、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、ソフトテニス、バドミントン、野球、ソフトボール、サッカー、ラグビー、ハンドボール、柔道、剣道、体操及びダンス

② 採用区分

中学校教諭（保健体育。ただし「中高枠」希望者に限る。）

③ 必要書類 ※いずれも 出願時に提出（9頁を参照）

ア 「スポーツ・芸術選考申請書」

※様式は福岡市教育委員会ホームページからダウンロードすること

イ 実績を客観的に証明できるもの

（例）競技団体が発行する成績証明書（開封無効）、国際大会派遣通知書の写し、新聞記事等（新聞社名・掲載日を明記すること。）、賞状等の写しなど。

※団体競技の場合は、本人が出場していることが確認できるもの

ウ 大会等の概要が分かるもの

（例）大会の公式ホームページを印刷したもの、大会等の主催者が発行する実施要項の写しなど。

④ 書類選考

第1次試験前に書類選考を行います。書類選考の結果は、受験票の発送をもって通知します。
スポーツ・芸術区分での受験が認められなかった者は、一般区分での受験となります。

<芸術>

① 受験資格

音楽、美術等の分野において、下記ア又はイのいずれかに該当する者

ア 国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者

イ 全国レベルのコンクール、展覧会等で特に優秀な成績を収めた者（高校生以下のみを対象としたコンクール、展覧会等を除く。）

② 採用区分

中学校教諭（音楽、美術。ただし「中高枠」希望者に限る。）

③ 必要書類 ※いずれも 出願時に提出（9頁を参照）

ア 「スポーツ・芸術選考申請書」

※様式は福岡市教育委員会ホームページからダウンロードすること

イ 実績を客観的に証明できるもの

（例）賞状等の写し、新聞記事等（新聞社名・掲載日を明記すること。）

※団体で出場・出展している場合は、本人がその構成員であることが確認できるもの

ウ コンクール・展覧会等の概要が分かるもの

（例）コンクール等のホームページを印刷したもの、コンクール・展覧会等の主催者が発行する実施要項の写しなど。

④ 書類選考

第1次試験前に書類選考を行います。書類選考の結果は、受験票の発送をもって通知します。
スポーツ・芸術区分での受験が認められなかった者は、一般区分での受験となります。

VI 「障がい者」

① 受験資格

以下のいずれかを満たす者

ア 知的障がい者

療育手帳又は障害者職業センター等から知的障がいがあるとの判定書の交付を受けている者

イ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 身体障がい者

身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている者

② 採用区分

全ての採用区分が対象

③ 必要書類 ※出願時に提出（9頁を参照）

ア 知的障がい者：療育手帳又は判定書の写し

イ 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の写し

ウ 身体障がい者：身体障害者手帳の写し

④ 受験するうえでの合理的配慮

受験するうえで配慮が必要な事項がある場合は、出願時に入力又は記載すること。内容を確認後、必要に応じて、具体的な配慮内容を尋ねる場合があります。選考は、一般区分とは別に行います。

5 出願手続

●原則、電子申請により出願してください。（インターネット環境が必要です。）

電子申請ができる環境にない方や、電子申請による出願受付期間を過ぎている場合のみ、郵送で出願してください。

●電子申請又は郵送申込のどちらか1つの方法でしか出願できません。

(1) 出願

① 電子申請による出願方法

ア 出願受付期間

令和5年4月17日（月）から令和5年5月17日（水）午後5時まで ※受信有効

※出願は、出願受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。

出願受付期間の最終日は回線の混雑が予想されますので、時間に余裕をもって出願してください。

※送信後、1時間以内に「申請到達メール（申請受け付けのお知らせ）」が届きます。1時間が経過してもメールが届かない場合は、教職員第1課まで速やかに電話連絡をしてください。

※重複して送信した場合は、必ず出願受付期間中に教職員第1課へ電話連絡をしてください。

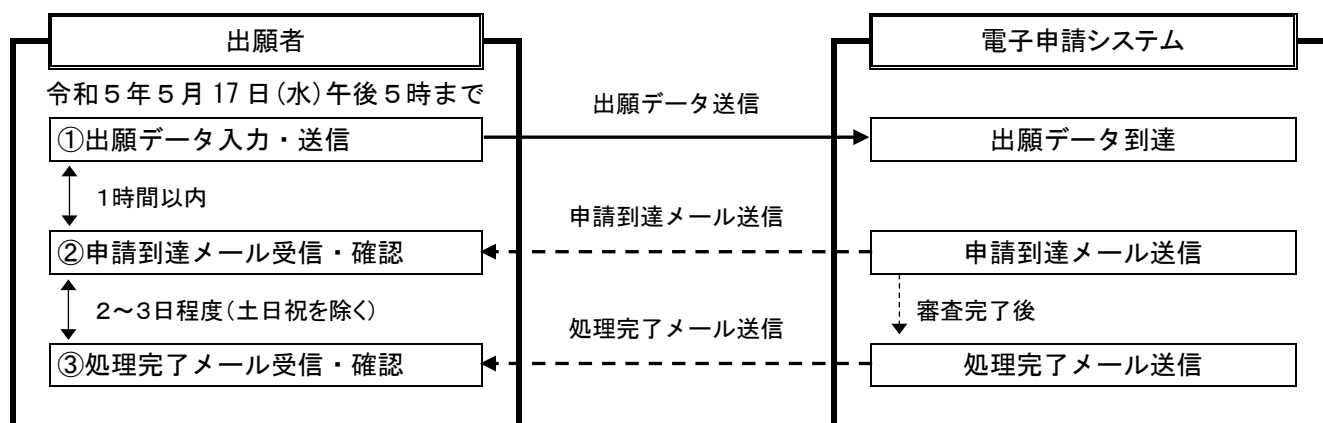
イ 出願方法

福岡市教育委員会ホームページ内の「採用情報」のページから、電子申請フォームへアクセスしてください。申請手順の詳細等については、同一ページに掲載している手順書を参照してください。

（当該ページのURL及び二次元コードは20頁を参照。）

また、選考区分V、VIで志願する者は、5（2）に記載の必要書類を別途郵送してください。

<電子申請の流れ>



ウ 注意事項

- ・福岡市からのメールが、一部のメールサービスでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。
また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」のメールを受信拒否しないよう、設定をお願いします。
- ・**一度申請した内容の変更はできません。申請内容の修正を行う場合は、一度、申請の取下げを行い、再度、新規申請をする必要があります。**「申請を取り下げる」ボタンをクリックして申請の取下げを行い、再度新規申請を行ってください。**重複して申請した場合、出願が無効となることがあります。重複申請にならないよう、必ず申請の取下げを行ってください。**
なお、出願データの審査状況により、「申請を取り下げる」ボタンが表示されないことがあります。申請内容の修正を行う際に、「申請を取り下げる」ボタンが表示されていない場合は、教職員第1課までご連絡ください。
- ・通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

② 郵送申込による出願方法

ア 出願受付期間

令和5年4月17日（月）から令和5年5月19日（金） ※当日消印有効

イ 提出書類

「令和6年度 福岡市立学校教員採用候補者選考試験志願書」

※選考区分V、VIの区分で志願する者は、5（2）に記載の必要書類を同封してください。

ウ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）（ア）角形2号（規格 24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、**簡易書留で提出してください。**

（イ）封筒の表に、**「志願関係書類在中」と朱書きしてください。**

（ウ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

（2）一部の選考区分の志願者のみ出願時に提出が必要な書類

① 選考区分と必要な書類

選考区分	必要書類
V スポーツ・芸術	スポーツ・芸術選考申請書 実績を客観的に証明できるもの 大会等（スポーツ）/コンクール、展覧会等（芸術）の概要が分かるもの
VI 障がい者	知的障がい者：療育手帳又は判定書の写し 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の写し 身体障がい者：身体障害者手帳の写し

② 提出期間

令和5年4月17日（月）から令和5年5月19日（金） ※当日消印有効

③ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）ア 角形2号（規格 24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、**簡易書留で提出してください。**

イ 封筒の表に、**「志願関係書類在中」と朱書きしてください。**

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

(3) 出願に当たっての留意事項

- ① 出願受付期間終了後の選考区分及び採用区分（教科を含む。）の変更は認めません。
- ② 提出のあった書類（電子申請による出願データを含む。以下、同じ。）は返却しません。
- ③ 書類に不備や不足があった場合は、出願を受け付けることができないことがあります。
- ④ 郵送申込で出願する場合は、複数の志願書を一つの封筒に入れて送付しないでください。
- ⑤ 志願書の記入にあたっては、記入例を参照してください。
- ⑥ 受験資格の証明ができない場合や、電子申請による入力データや書類の記入事項等に虚偽があった場合等は、合格が取り消されます。

(4) 受験票の送付

出願を受け付けた受験者には、選考区分・受験番号等を記載した受験票を送付します。

**6月29日（木）までに受験票が届かない場合は、6月30日（金）午後6時までに
教職員第1課へ必ず電話連絡をしてください。（TEL：092-711-4612）**

(5) 出願後に提出が必要な書類（第1次試験の全部免除者は6（6）全部免除者を参照）

ア 提出書類

自己PRシート（特段の事情がない限り、自筆で記入すること。）

※受験票で通知する受験番号を記入する必要があるため留意すること。

イ 提出期間

受験票到着日から7月4日（火） ※当日消印有効

ウ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）（ア）角形2号（規格 24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

（イ）封筒の表に、「自己PRシート在中」と朱書きしてください。

（ウ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

※自己PRシートの様式は、福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

6 第1次試験

(1) 実施日

令和5年7月9日（日）

※台風等自然災害が発生し、第1次試験の実施が困難な場合は、7月16日（日）の予備日に実施する可能性があります。

(2) 試験会場

受験票で通知（福岡市内を予定）※試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

(3) 集合時間

受験票で通知

※集合時間に指定された教室に入室していない場合は、失格となります。イベント等により交通渋滞が発生することもありますので、時間にはゆとりをもって来場してください。

(4) 持参する物

ア 受験票（必要事項を記入し、写真を貼付すること。）

イ 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、プラスチック消しゴム）

※上記以外の物を持参する必要がある場合は、受験票で通知します。

(5) 試験科目

各選考区分における試験科目については、「3 選考区分・採用区分及び試験の概要」（1頁）を参照

試験科目	内容
教 養	教職教養分野（教育原理、教育法規、教育心理等）と一般教養分野についての択一式による筆記試験
専 門	各採用区分に必要な専門知識についての択一式による筆記試験（問題数は採用区分によって異なる。）
論 文	論文試験

(6) 全部免除者

第1次試験において、全ての試験科目を受験する必要がなく、試験会場に来場しない受験者は、受験票到着後、下記の書類を郵送により提出してください。

※第1次試験の全部免除者に該当するか否かは、受験票で通知します。

ア 提出期限

令和5年7月4日（火） ※当日消印有効

※上記期限までに提出されなかった場合は、受験を辞退したものとみなします。

イ 提出書類

受験票（必要事項を記入し、写真を貼付すること。）

自己PRシート（特段の事情がない限り、自筆で記入すること。）

ウ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）（ア）角形2号（規格 24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

（イ）封筒の表に、「受験票等在中」と朱書きしてください。

（ウ）封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・受験番号を明記してください。

※自己PRシートの様式は、福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

7 第2次試験

(1) 実施日

令和5年8月3日（木）～27日（日）の間で、1日又は2日間を予定

※いかなる理由があっても、試験日時の希望や変更はできません。

(2) 対象者

第1次試験合格者

(3) 試験会場

第1次試験合格者に通知（福岡市立学校を予定）

(4) 試験の内容

採用区分	試験科目		
	模擬授業	面接試験	実技試験
小学校教諭	・学習指導案作成 ・模擬授業 ・口頭試問	個人面接	
中学校教諭（中高枠含む）			
特別支援学校教諭（小学部、中学部）			
高等学校教諭			出願した教科に応じた試験を実施
養護教諭			
栄養教諭			

(5) 模擬授業

採用区分及び教科ごとに、学習指導案作成、模擬授業及び口頭試問を実施します。

なお、小学校教諭については出題する教科を、特別支援学校教諭については出題する領域及び教科を、事前に福岡市教育委員会ホームページに公表します。

① 学習指導案作成

学習指導案（1単位時間分の略案）は、提示する問題及び資料をもとに作成します。（30分程度を予定）

② 模擬授業

学習指導案に関する模擬授業（授業の一部）は、教室で実施します。

30人程度（特別支援学校教諭については4～6人程度）の児童生徒がいる想定で実施します。

③ 口頭試問

口頭試問は、模擬授業後に、学習指導案及び模擬授業に関して実施します。

(6) 面接試験

福岡市立学校教員としての資質や適性等に関する質疑を実施します。※模擬授業とは別に実施します。

(7) 実技試験

高等学校教諭は、全ての教科において実技試験を実施します。

試験内容の詳細については、第1次試験終了後に福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。

<参考：採用試験実施状況>

区分		令和2年度実施			令和3年度実施			令和4年度実施		
		受験者	名簿登載者	競争倍率	受験者	名簿登載者	競争倍率	受験者	名簿登載者	競争倍率
小学校教諭		591	319	1.9	526	320	1.6	502	320	1.6
中学校教諭	国語	62	34	1.8	50	31	1.6	40	23	1.7
	社会	91	27	3.4	108	32	3.4	100	30	3.3
	数学	71	24	3.0	66	37	1.8	56	28	2.0
	理科	54	22	2.5	54	25	2.2	47	30	1.6
	音楽	18	3	6.0	30	14	2.1	20	12	1.7
	美術	12	6	2.0	15	6	2.5	10	6	1.7
	保健体育	94	34	2.8	101	15	6.7	125	35	3.6
	技術	6	3	2.0	5	5	1.0	4	3	1.3
	家庭	8	3	2.7	14	7	2.0	13	8	1.6
	英語	70	20	3.5	74	23	3.2	56	26	2.2
	計	486	176	2.8	517	195	2.7	471	201	2.3
特別支援学校教諭 小学部		49	33	1.5	47	28	1.7	42	26	1.6
特別支援学校教諭 中学部		74	40	1.9	58	37	1.6	36	24	1.5
養護教諭		89	14	6.4	88	18	4.9	93	12	7.8
栄養教諭		28	2	14.0	24	1	24.0	24	1	24.0
高等学校教諭	国語	6	3	2.0	15	2	7.5	7	1	7.0
	地歴(地理)	16	1	16.0	14	1	14.0	-	-	-
	公民	-	-	-	-	-	-	10	2	5.0
	数学	-	-	-	12	1	12.0	-	-	-
	芸術(書道)	-	-	-	8	1	8.0	-	-	-
	家庭	-	-	-	5	1	5.0	3	1	3.0
	工業(機械)	-	-	-	6	2	3.0	-	-	-
	工業(建築)	-	-	-	2	1	2.0	2	1	2.0
	外国語(英語)	12	2	6.0	-	-	-	16	2	8.0
	商業	7	1	7.0	9	2	4.5	6	1	6.0
	計	41	7	5.9	71	11	6.5	44	8	5.5
合計		1,358	591	2.3	1,331	610	2.2	1,212	592	2.0

※令和4年度実施には、福岡市立学校教員採用候補者選考試験(大学連携特別選考)及び福岡市立学校教員採用候補者選考試験(教職経験特別選考)の実績は含んでいない。

8 試験結果の通知等

- (1) 第1次試験の結果については、7月下旬から8月上旬に福岡市教育委員会教職員第1課（福岡市役所11階）前及び福岡市教育委員会ホームページに、合格者の受験番号を掲示する予定です。
※第1次試験合格者には、結果等を文書で通知します。
- (2) 第2次試験の結果については、9月下旬に福岡市教育委員会教職員第1課（福岡市役所11階）前及び福岡市教育委員会ホームページに、合格者の受験番号を掲示する予定です。
※第2次試験合格者には、結果等を文書で通知します。
- (3) 選考試験（第1次試験又は第2次試験）で不合格となった者には、各試験結果発表後、試験の成績を文書で通知します。

9 採用候補者名簿への登載と採用

- (1) 第2次試験合格者は、原則「令和6年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
- (2) 採用は、令和6年4月1日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。採用候補者名簿の有効期間は令和7年4月30日までです。
- (3) 採用とは、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に基づく条件付採用であり、教員として1年間（養護教諭及び栄養教諭においては6月間）勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用となります。
- (4) 名簿登載者は、健康診断を別途通知する時期までに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は採用の時期が遅れたり、採用されないことがあります。
- (5) 上記（4）以外に、勤務できない特別な事情がある場合は、採用の時期が遅れたり、採用されないことがあります。
- (6) 採用するにふさわしくない事実があったと判断された場合は、採用の時期が遅れたり、採用されないことがあります。
- (7) 次の場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。
 - ・免許状取得見込みの者が、令和6年3月31日までに免許状を取得できなかった場合
 - ・採用日時点において有効な普通免許状を所有していない場合
 - ・選考区分Ⅲ区分Aの受験者で、令和6年3月31日までに教職大学院を修了できなかった場合
 - ・選考区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで出願した者が、受験資格を欠いていることが判明した場合
 - ・一定の英語力を有する者への優遇措置を受けた者が、資格を欠いていることが判明した場合
 - ・その他、受験資格を欠いていることが判明した場合
- (8) 選考区分Ⅲ区分B（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に教職大学院を修了見込みの者）については、上記（1）、（2）及び（7）の取り扱いについては、以下のとおり読み替えます。

ア 名簿登載	「令和7年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
イ 採用	令和7年4月1日以降とします。
ウ 名簿の有効期間	令和8年4月30日までとします。
エ 採用できない場合	令和7年3月31日までに教職大学院を修了できなかった場合、採用日時点において有効な普通免許状を所有していない場合、一定の英語力を有する者への優遇措置を受けた者が、資格を欠いていることが判明した場合、その他、受験資格を欠いていることが判明した場合は採用候補者名簿から削除します。

- (9) 採用候補者名簿登載者（選考区分Ⅲ「教職大学院修了者」で出願した者を除く。）が、教職大学院への進学により採用の延期を希望する場合、申請により名簿登載期間の延長ができます。登載期間の延長を希望する者は、福岡市教育委員会が指定する期日までに「名簿登載期間延長申請書」及び教職大学院への進学が確認できる書類の提出が必要となります。なお、登載期間の延長が承認された者の名簿の有効期間は令和8年4月30日までとなります。

※名簿登載期間延長の承認後、教職大学院に進学しない又は教職大学院を修了しない等、名簿登載期間の延長事由に該当しないことになった場合、名簿の有効期間は当初の令和7年4月30日までとなります。

10 試験問題の閲覧

- (1) 令和2年度から令和4年度に実施した試験問題及び解答は、福岡市情報プラザ（福岡市役所1階、利用時間：午前9時～午後8時、休館日：年末年始、その他臨時休館あり。）で閲覧及びコピーができます。（実費自己負担）
- (2) 今年度実施する試験問題及び解答の閲覧方法については、令和5年11～12月頃、福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。

11 令和6年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（教職経験特別選考）との併願について

本選考試験と教職経験特別選考を同一の採用区分（学部、教科を含む。）で併願している者が、教職経験特別選考に合格した場合、本選考試験の出願を取り下げたものとして取り扱います。

また、異なる採用区分で併願した場合は、教職経験特別選考に合格した場合であっても、本選考試験を受験することができますが、本選考試験に合格した場合は、教職経験特別選考の合格を辞退したのとして取り扱います。

12 その他

- (1) 選考基準等の公表については、第2次試験合格者発表後に、福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。
- (2) 昨年度実施した試験の選考基準等については、福岡市教育委員会ホームページに掲載しています。
- (3) 受験票や試験結果等の通知は、電子申請による出願時に入力又は志願書に記入された住所に郵送します。出願後に住所を変更した場合は、「氏名」「採用区分」「教科」「受験番号」「変更前住所」及び「変更後住所」を、至急電話連絡してください。併せて郵便局へ転居を届け出てください。
- (4) 志願の情報は、臨時教員や研修の案内等に利用することがあります。
- (5) 試験当日の問い合わせや連絡は、受け付けられません。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教員になることはできません。

[地方公務員法第16条関係]

- 1 禁錮(こ)以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校教育法第9条関係]

- 1 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

13 勤務条件について（令和5年1月1日時点）

※採用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(1) 給与

初任給	小・中学校教諭 養護教諭、栄養教諭	特別支援学校教諭	高等学校教諭
大学卒	約 247,000 円～	約 257,000 円～	約 247,000 円～
短大卒	約 222,000 円～	約 228,000 円～	

※上記の給与には、給料のほか、給料の調整額、教職調整額、地域手当（給料の10%）及び義務教育等教員特別手当を含みます。

※上位の学歴や経験年数を有する者は、一定の基準により、上記の給与に加算されることがあります。

(2) 諸手当

上記（1）のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年間4.40月分※）等が支給されます。

※期末・勤勉手当の支給月数は、基準日前6月以内における福岡市職員としての在職期間等に応じて除算されます。

(3) 勤務時間

1日7時間45分（週38時間45分）

(4) 休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(5) 休暇等

年次有給休暇（1年度に20日（年度途中の採用者は、採用後の月数に応じて付与））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

(6) 福利厚生

健康保険と年金保険については、公立学校共済組合への加入となります。

また、福岡市教職員互助会や福岡県教職員互助会に加入し、下記の福利厚生を受けることができます。

- 給付事業（結婚祝金、出産見舞金、入学祝金 など）
- 貸付事業（一般資金、修学資金、自動車購入資金 など）
- 文化事業（観劇、スポーツ観戦、展覧会、カルチャーセンターの利用助成 など）
- 健康事業（人間ドック、スポーツクラブの利用助成 など）

Q & A

Q1. 福岡市の教員として働く魅力は何ですか。

A. 職員同士のつながりの強さ、通勤の利便性、充実した教育環境やサポート体制など、多くの魅力があります。

☆活発な職員同士の交流

近隣校のみならず、市内全域の職員同士のつながりが強いため、教員生活を送る中で出てくる不安や迷いはもちろん、福岡市での暮らしのことなども相談しやすい環境です。

☆通勤の利便性

バス・電車・地下鉄と交通網が整備されており、他都市と比べても平均通勤時間が短く、便利です。

☆教育環境の整備

すべての福岡市立学校に空調設備が完備されています。

☆研修制度やサポート体制の充実

充実した研修制度やサポート体制が整っています。詳しくは下記をご参照ください。

☆成長めざましい市民に愛される都市

人口が160万人を突破した福岡市では、子どもや学校の数が増加しているほか、都市の成長可能性ランキングでも1位（2017年）、また、市民の9割以上から住みたいと愛されている都市です。

Q2. 研修制度やサポート体制について教えてください。

A. 採用後はもちろん、採用前から研修を実施しており、経験や力量に応じて資質・能力を高めていくことができます。また、授業力向上の支援等のサポートも充実しています。

☆採用前研修で円滑なスタートを

不安を和らげ、円滑に教育活動をスタートすることができるよう、教育公務員としての心構えや教員生活、子どもとの関係づくりや学校におけるICT活用について事前に学ぶ、オンライン研修や集合研修を実施しています。

☆経験年数に応じた研修でレベルアップ

採用後は初任者研修（1年次・2年次・3年次）を始め、6年次研修や中堅教諭等資質向上研修等、経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を着実に図ることができるような研修があります。また、教科学習指導やICT活用、特別支援教育、教育相談などの今日的課題について学ぶ「課題研修（選択講座）」、各教科等の指導力向上や学級経営、生徒指導などの基礎・基本について学ぶ「スキルアップ講座（夜間講座）」など、多数の研修講座を設定し、学びの機会を作っています。

☆充実した授業力向上支援

授業力向上支援センター（福岡市教育センター2階）では授業づくりに役立つ書籍や教材等の貸出を行っており、ほかにも福岡市教育専用クラウドでの教材共有、動画配信、ファイル共有サービスの実施など、授業力向上の支援を行っています。

Q3. 「中高枠」とは何ですか。

A. 中学校と高等学校のどちらの勤務も経験することができる制度です。

中学校教諭志願者のうち、高等学校への配置も希望する方は「中高枠」を希望することができます。

(中学校教諭と高等学校教諭の普通免許状を共に有していることが条件です。)

中学校と高等学校双方を経験することで、視野が広がり、より一層資質・能力の向上が期待できます。

また、多様な人材が校種を超えて活躍し、切磋琢磨することで、福岡市の教育全体の活性化にもつながると期待しています。

※ 「中高枠」に決定した場合の配置について

① 初任で高等学校に配置された場合は、原則4年経過後に中学校へ配置されます。

② 初任で中学校に配置された場合は、原則4年経過後に高等学校へ配置されます。

中学校と高等学校の両方で勤務を経験した後は、適性や希望等に応じて以降の配置を決定します。

※ 「中高枠」希望の有無は、中学校教諭としての選考に影響しません。また、中高枠は、中学校教諭として第2次試験に合格した人の中から該当者を決定するため、「中高枠」を希望しても、「中高枠」該当とならないことがあります。

※ 「中高枠」を希望した場合、試験内容は中学校の採用区分のものと同じです。

Q4. 正規教員・講師等経験者(又は社会人等)の選考区分での受験を検討しています。経験年数はどのように数えますか。

A. 経験年数の算定は、1日でも勤務した月は、1月と計算します。

経験年数の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算します。

ただし、例のとおり、同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみを1月と計算し、他方の任用の経験年数には、1月を含めないでください。

<例>

A校での勤務：令和4年4月12日～令和4年8月15日…5月

B校での勤務：令和4年8月20日～令和5年3月28日…7月

Q5. 特別支援学校教諭の採用区分に係る受験資格のうち、教員免許状の要件について教えてください。

A. 特別支援学校教諭免許状は、知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域全てが必要です。

特別支援学校教諭の採用区分に係る受験資格のうち、教員免許状に関する要件における特別支援学校教諭免許状は、**知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する3領域全て**が必要です。(養護学校教諭免許状も可)

例年、合格発表後に、**免許状の取得に必要な単位や実務経験年数が不足している(必要な単位を誤って認識していた、実務経験年数の算定を誤っていた)ことが発覚し、免許状が取得できずに合格取消となる**ケースが散見されますので、必ず事前に確認するようにしてください。

Q6. 教員免許状は、出願時や受験時に有効な状態である必要がありますか。

A. 出願時や受験時は、教員免許状が有効な状態でなくてもかまいませんが、採用日時点で有効な普通免許状を所有している必要があります。

免許状が有効な状態でなくても、出願や受験をすることはできますが、採用日（令和6年4月1日とする。なお、教職大学院修了者区分Bの志願者は、令和7年4月1日とする。）時点で有効な普通免許状を所有していない場合は、受験資格を満たさないものとして合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除しますので注意してください。

詳しくは、下記の文部科学省の免許更新制に関するホームページで確認してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

Q7. 正規教員・講師等経験者の選考区分での受験を検討しています。勤務経験には、複数の校種（職種）での勤務を通算することができますか？

A. 『4 受験資格及び選考区分の内容（2）Ⅱ「正規教員・講師等経験者」』に記載している、各選考区分の受験資格に合致する校種（職種）の中であれば、複数の校種（職種）での勤務経験を組み合わせても構いません。臨時免許状による勤務でも構いません。

<例：E 2年本市講師経験者の場合>

令和3年4月1日～令和4年3月31日…福岡市立学校で常勤の養護助教諭として勤務

令和4年4月1日～令和5年3月31日…福岡市立学校で常勤の小学校講師（臨時免許状）として勤務
本市立学校で通算24月の養護助教諭、常勤講師としての勤務経験があるため、2年本市講師経験者区分での申し込みができます。

出願から採用までのスケジュール

出願から採用までのスケジュールは、下記を予定しています。

【出願期間】

<電子申請> 令和5年4月17日(月)～令和5年5月17日(水) ※午後5時
<郵送申込> 令和5年4月17日(月)～令和5年5月19日(金) ※消印有効

【第1次試験】 令和5年7月9日(日)

【第1次試験合格発表】 令和5年7月下旬～8月上旬予定

【第2次試験】 令和5年8月3日(木)～8月27日(日) 予定

【第2次試験合格発表】 令和5年9月下旬予定

【第1回採用手続き会】 令和5年10月下旬～11月上旬予定
(採用手続き関係書類の提出、採用に向けたガイダンス等)

【第2回採用手続き会】 令和5年12月下旬予定
(配置校決定に当たっての個人面談、職員証の写真撮影等)

【配置校通知】 令和6年3月下旬予定
(配置校通知後に事前の学校訪問)

【採用】 令和6年4月1日(月)以降(原則)

※教員採用試験に関する情報などをホームページやTwitterで随時発信していますので、ご確認ください。

【申込み・問い合わせ先】

福岡市教育委員会 教職員第1課(福岡市役所11階)

TEL: 092-711-4612 FAX: 092-733-5536

受付時間: 平日午前8時45分から午後6時まで

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

<福岡市教育委員会 教員採用試験ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyouinn01.html>

ホームページ



Twitter



※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないこと

ふりがな	きょういく たろう		生年月日	昭和・平成 6 年 6 月 5 日
氏名	教育 太郎		(令和6年3月31日現在) 満 29 歳	
現住所	(〒 810 - 8621) ※試験結果等通知の送付先とします。			
	福岡市中央区天神1丁目8番1号フクオカシマンション1102号室			
	(電話: 090 - XXXX - XXXX) ※携帯電話など、日中連絡が取れる番号を記入のこと			
e-mail:		XXXXXXXX @ XXXXXXXX		
最終学歴	※最も学位の高い学歴を記入		学校・学部・学科	卒業区分
平成 26 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月		〇〇大学〇〇学部△△科		卒業・卒業予定・中退 修了・修了予定

採用区分		教科
中学校教諭		技術
採用試験・選考区分 (志願する区分の□に×をつける)		
□ 一般		
講師等 経験者	正規教員	□ A: 現職正規教員
		□ B: 本市正規教員経験者
		□ C: 元正規教員
	講師	☒ D: 前年度1次合格の現役本市講師
		□ E: 2年本市講師経験者
		□ F: 本市講師経験者
		□ G: 常勤講師等経験者
その他	教職大学院 □ 区分(A・B) ※どちらかに○	
□ 社会人等		
□ スポーツ・芸術		
□ 障がい者		

中高枠希望
中学校教諭志願者のみ記入
□ 希望する ☒ 希望しない

優遇措置を希望する者は○を記入	
学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置	○
一定の英語力を有する者への優遇措置	

学生サポーター等としての活動実績 ※優遇措置希望者のみ記入。					
令和4年度	学生サポーター	活動学校名	福岡市立	〇〇中	学校
	部活動指導員	活動学校名	福岡市立	〇〇中	学校
令和3年度	学生サポーター	活動学校名	福岡市立	〇〇中	学校
		活動学校名	福岡市立		学校
令和2年度	学生サポーター	活動学校名	福岡市立	〇〇小	学校
		活動学校名	福岡市立		学校

所有する英語資格	※令和5年5月19日時点で取得しているものに限る。優遇措置の適用希望の有無にかかわらず記入のこと。				
☒ 英検 (1) 級	☒ TOEIC (L&R) / (S&W) (スコア: 1600)	□ TOFEL (iBT) (スコア:)			
□ IELTS (スコア:)	□ その他、CEFR B2相当以上の英語資格 (スコア:)				

勤務経験		※令和5年5月19日時点の経験年数を記入のこと。年数には、休職・育児休業等の期間は含まない。			
国公立学校教員経験		□ 無	☒ 有		
国公立学校での経験年数を記入のこと					
a 正規教員としての経験年数	[4 年 0 月 (うち福岡市立学校: 0 年 0 月)]				
志願する選考区分の受験資格を満たす直近の勤務校 (正規教員としての経験がある方のみ)					
※特別支援学校の場合は学部も記入					
	[〇〇市立〇〇特別支援 学校 (高等部)]				
b 常勤の講師等としての経験年数	[年 2 月 (うち福岡市立学校: 年 2 月)]				
c 非常勤の講師等としての経験年数	[年 月 (うち福岡市立学校: 年 月)]				
講師番号	[226555] ※福岡市立学校での講師経験がある方のみ				
民間企業等での経験	☒ 無				
青年海外協力隊員等としての派遣経験	☒ 無				
年数 [年 月]	派遣先 []				
経験年数の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算すること。ただし、同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみを1月と計算し、他方の任用の経験年数には、1月を含めないこと。					

令和5年度末までに取得・取得見込みの免許状 (○を記入)					
小学校	教科(中学校)	教科(高等学校)	養護	栄養	特別支援学校
	教科(技術)	教科(工業)			養護学校
	教科(数学)	教科()			知(肢)病(視・聴)

受験するうえで配慮が必要な事項があれば記入のこと。					
□ 車いすの使用 □ 手話通訳が必要 □ 点字による試験問題が必要 □ 歩行補助器具の使用					
□ 点字による試験問題が必要 □ その他 (下枠に具体的な内容を記載してください。)					
[]					

令和6年度 福岡市立学校教員採用候補者選考試験志願書

記入日：令和 5 年 月 日

※温度変化や摩擦熱によって文字の消えるペンは使用しないこと

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名		(令和6年3月31日現在) 満 歳	
現住所	(〒 -) ※試験結果等通知の送付先とします。		
	(電話： - -) ※携帯電話など、日中連絡が取れる番号を記入のこと		
	e-mail： @		
最終学歴	※最も学位の高い学歴を記入	学校・学部・学科	卒業区分
	年 月 ~ 年 月		卒業・卒業予定・中退 修了・修了予定

採用区分		教科
採用試験・選考区分 (志願する区分の□に×をつける)		
□ 一般		
講師等 正規 経験者	正規教員	□ A：現職正規教員
		□ B：本市正規教員経験者
		□ C：元正規教員
	講師	□ D：前年度1次合格の現役本市講師
		□ E：2年本市講師経験者
		□ F：本市講師経験者
		□ G：常勤講師等経験者
その他	教職大学院 □ 区分(A・B) ※どちらかに○	
	□ 社会人等	
	□ スポーツ・芸術	
	□ 障がい者	

中高枠希望
中学校教諭志願者のみ記入 □ 希望する □ 希望しない

優遇措置を希望する者は○を記入
学生サポーター等としての活動実績がある者への優遇措置
一定の英語力を有する者への優遇措置

学生サポーター等としての活動実績 ※優遇措置希望者のみ記入。			
令和 年度		活動学校名	福岡市立 学校
		活動学校名	福岡市立 学校
令和 年度		活動学校名	福岡市立 学校
		活動学校名	福岡市立 学校
令和 年度		活動学校名	福岡市立 学校
		活動学校名	福岡市立 学校

所有する英語資格	※令和5年5月19日時点で取得しているものに限る。優遇措置の適用希望の有無にかかわらず記入のこと。		
□ 英検 () 級	□ TOEIC (L&R) / (S&W) (スコア：)	□ TOFEL (iBT) (スコア：)	
□ IELTS (スコア：)	□ その他、CEFR B2相当以上の英語資格 (スコア：)		

勤務経験	※令和5年5月19日時点の経験年数を記入のこと。年数には、休職・育児休業等の期間は含まない。		
国公立学校教員経験	□ 無	□ 有	
国公立学校での経験年数を記入のこと			
a 正規教員としての経験年数	[年 月 (うち福岡市立学校： 年 月)]	志願する選考区分の受験資格を満たす直近の勤務校 (正規教員としての経験がある方のみ)	
※特別支援学校の場合は学部も記入	[学校 (部)]		
b 常勤の講師等としての経験年数	[年 月 (うち福岡市立学校： 年 月)]		
c 非常勤の講師等としての経験年数	[年 月 (うち福岡市立学校： 年 月)]		
講師番号	[]	※福岡市立学校での講師経験がある方のみ	
民間企業等での経験	□ 無	□ 有	※公共機関、民間企業等での正規職員としての勤務経験
青年海外協力隊員等としての派遣経験	□ 無	□ 有	※令和5年6月30日時点の派遣年数を記入のこと
年数 [年 月]	派遣先 []	※青年海外協力隊員等のみ	

令和5年度末までに取得・取得見込みの免許状 (○を記入) ※教職大学院区分Bの志願者は令和6年度末まで

小学校	中学校	高等学校	養護	栄養	特別支援学校	養護学校
	教科() 教科()	教科() 教科()			知・肢・病・視・聴	

受験するうえで配慮が必要な事項があれば記入のこと。
□ 車いすの使用 □ 手話通訳が必要 □ 点字による試験問題が必要 □ 歩行補助器具の使用
□ 点字による試験問題が必要 □ その他 (下枠に具体的な内容を記載してください。)
[]

切り取って使用してください。



令和5年度臨時教職員（講師等）任用候補者選考試験



随時出願受付中!!

福岡市立学校での講師経験が、正規教員合格への近道！

福岡市立学校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）で現場経験を積んで、正規教員を目指そう!!
臨時教職員（講師等）として勤務を希望する方の試験への申込みを、年間を通じて受け付けています。

メリット 01

教員採用試験の
筆記試験が
全部免除
になる場合があります。

メリット 02

勤務校が福岡市内に
限られるため
**通勤の負担が
少ない**

メリット 03

**給与は県内
トップ水準**
※4年制大学卒で
経験なしの場合

現場経験を積んで実力アップ！



勤務条件・給与・報酬の例

給与	臨時的任用職員（常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中・高）	学校栄養職員	事務職員
大学卒	約242,000円～	約200,000円～	約189,000円～
短大卒	約218,000円～	約178,000円～	約175,000円～

給与	会計年度任用職員（非常勤）		
	講師・養護助教諭（小・中）	実習助手	講師（高）
日額	約7,550円～8,660円	約5,910円～7,490円	—
時間額	約2,050円～2,360円	—	約2,740円～3,150円

（記載内容については、給与改定等により変更となる場合があります。）

※表内額には、地域手当相当報酬も含まれます。

※給料のほか、期末手当、費用弁償（通勤手当）等を条件に応じて支給します。

※時間額は1コマ（1.5時間）あたりの額です（高等学校は1コマ2時間）。

臨時教職員へのご応募はこちらから

で検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoikuiinkai/kyoshokuin/ed/rinji_2_2.html

